

令和8年度働く女性の理想のキャリア叶えるプロジェクト事業実施業務
仕様書

1 委託業務名 令和8年度働く女性の理想のキャリア叶えるプロジェクト事業実施業務

2 委託期間 契約締結の日から令和9年3月16日まで

3 業務の背景・経緯

令和2年国勢調査（令和4年5月公表）における本県の移動人口のうち、女性の転出者数（5歳階級別）は、20～24歳が最も多く、転出先の上位は首都圏が占めている。また、東北活性化研究センターの調査（令和3年3月公表）によると、女性が就職に伴い地元（宮城県）を離れる理由として「やりたい仕事ややりがいのある仕事が地方では見つからない」という回答が6割となっており、仙台地域の人口減少・少子化対策において、「大学卒業後の女性の県外流出」が大きな課題となっている。

当事務所では、令和4年度から令和6年度までの3カ年、人口減少・少子化等地域対策事業として「女性活躍！仕事のやりがい発見プロジェクト」を実施し、若い女性の県内就職及び定着に向けた取組を行ってきたところである。

令和4年度には、県内外の大学生69名を対象にリサーチを行い、県内就職を希望する学生は多いが、学生の県内企業に対する認知度は低いこと、就職先の選定に当たっては、企業や学校からの機械的な情報発信ではなく、職場の雰囲気など社員からしか聞くことができない実際の意見を重要視しているという現状が把握できた。

このリサーチ結果を踏まえ、令和5年度には、女子大学生で構成するプロジェクトチームを結成し、女子大学生の視点でイベントを企画し、パネルトークや座談会、職場見学会を行った。

令和6年度は、プロジェクトチームによる取り組みを継続し、さらに企業側の視点を取り入れるため、スクラム企業6社を選定し、プロジェクトチームとの意見交換会や、協働事業として学生目線での企業の魅力紹介を行った。

令和7年度は、「働く女性の理想のキャリア叶えるプロジェクト」として、さらなるステップアップを目指し、女子大学生によるプロジェクトチームイベントや企業との協働による若い女性の県内定着に関する取組を継続するとともに、東京圏に就職した20代の女性を対象にしたアンケート及びインタビュー調査を実施した。

令和8年度は、女子大学生プロジェクトチームとスクラム企業による若い女性の県内定着に関する取組を継続しながら、これまでに得られた知見や調査結果を踏まえて、企業横断型ワーキンググループを新たに設置し、若い女性に選ばれる職場づくりについてより深く検討することで、受入側となる企業の「働きやすさ、定着を支える体制整備」を推進していく必要がある。

4 業務の目的

本業務は、女子大学生で構成するプロジェクトチームを結成し、女性の雇用に意欲的な県内企業と学生との意見交換や、学生視点・アイデアを生かしたイベントの企画・実施等を通じて、県内企業についての理解を深める機会を創出するなど、女子大学生と企業の双方が取り組む好循環を生み出すこ

と、また、新たに企業横断型ワーキンググループを設置し、若い女性に選ばれる職場づくりについて、一企業の枠組みを超えた情報交換や検討を行うことにより、企業が若い女性の考え方に対する理解を深める契機とし、女子大学生の県内就職・定着率アップにつなげることを目的とする。

5 業務の概要

現役大学生や企業関係者など、現場で得られる生の声を生かし、大学を卒業する女性が卒業後も県内に就職し、住み続けたいとなるよう、女子大学生をはじめとする若年女性の県内定着に資するため有効な事業を企画・実施する。

なお、本事業は、次の（１）から（５）までに掲げる業務を、必要に応じて上手く組み合わせ、連動性を図りながら包括的に実施するものとする。

（１）プロジェクトチームの運営

①プロジェクトチームメンバーの募集・選定

プロジェクトチームメンバーは、原則として企画会議等にすべて対面参加することとし、当該事業について意欲的に取り組む意思を持つ宮城県内の大学等に在学中の大学１年生又は２年生を中心に選定し、候補者を令和８年７月２２日（水）までに県に報告すること。なお、プロジェクトチームメンバーの人数は６名程度とし、人数及びメンバーの決定に当たっては県と協議するものとする。

②スクラム企業の募集・選定

プロジェクトチームの活動をサポートする協力企業を「スクラム企業」として選定することとする。スクラム企業は、女性の雇用及び女性が働きやすい職場づくりに意欲的であり、当該事業の趣旨・目的を理解する仙台地方事務所管内に所在する企業のうち、過去にスクラム企業として事業に参加したことない企業を対象に選定し、候補企業を令和８年７月２２日（水）までに県に報告すること。なお、スクラム企業は８社程度とし、企業の決定に当たっては県と協議するものとする。

③プロジェクトチームの運営

プロジェクトチームの円滑な運営、企画会議の開催、進行、とりまとめ、画像等での記録、会議録の作成等を行う。

なお、プロジェクトチームによる企画会議の実施に当たっては、その都度、テーマを明確に設定するとともに、議論を深めるために必要となるデータや資料を提供するなど、効果的・効率的な運営に努めること。

また、プロジェクトチームを担当する職員を２名程度メンターとして設置し、プロジェクトチームメンバーが相談しやすい体制整備に努めること。

④プロジェクトチーム発足式、プロジェクト活動報告会の開催

令和８年８月下旬を目安にプロジェクトチーム発足式、令和９年３月上旬を目安にプロジェクト活動報告会を開催する。

発足式はプロジェクトチームメンバー及び県、プロジェクト活動報告会はプロジェクトチームメンバー、スクラム企業及び県を参集範囲とし、内容については県と協議の上決定する。

⑤プロジェクトチームの庶務

プロジェクトチームが活動するための経費（プロジェクトチームメンバーの旅費、謝金等）の

支払いを行う。

プロジェクトチームメンバーへの謝金及び旅費は、プロジェクトチーム活動への参加実績に応じて支給することとする。

⑥連絡調整

プロジェクトチームメンバー及びスクラム企業との連絡調整を適宜行うとともに、業務の進捗等について、仙台地方振興事務所と随時情報共有すること。

(2) プロジェクトチームによる企画会議

①開催方法

プロジェクトチーム及びスクラム企業による企画会議を実施し、若い女性の県外流出要因について深耕するとともに、プロジェクトチームメンバーが県内企業への理解を深め、当事者目線での効果的な企業情報の発信や、学生が参加したくなるイベント等について検討を行い、学生の意見を本事業に効果的に反映させるものとする。企画会議は、原則としてプロジェクトチームメンバー全員参加とし、対面で実施するものとする。ただし、やむを得ない理由により対面参加が難しい者については、Web会議による参加も可能とする。

なお、体調不良等によりやむを得ず企画会議を欠席したメンバーについては、議事録の共有に加え、受託事業者が個別に進捗状況等について情報提供するなど、以降の企画会議への参加がスムーズに行われるようサポートすることとする。

また、スクラム企業については、プロジェクトチームメンバーが働く女性の実情や地元企業への理解を深めるための意見交換やイベント企画における企業側の意向聴取等、必要に応じて参集することとする。

<企画会議のテーマ（例）>

- ・女子大学生の「宮城県で働くこと」に関する実態の把握
- ・働く女性の実情、県内企業への理解促進
(スクラム企業、ワーキンググループ参加企業との意見交換)
- ・女子大学生の県内就職・定着に向けたイベントの企画
- ・女子大学生に向けた効果的な企業情報の発信
- ・県内企業の魅力を伝えるための企業へのインタビュー内容の検討 など

②開催場所

開催場所は、仙台市内で行うものとし、宮城県仙台合同庁舎又は受託事業者が指定する場所のいずれかで行う。

③考察レポート作成のサポート

企画会議において検討した内容や、プロジェクト活動での経験を踏まえ、プロジェクトチームメンバー各自が女子大学生の県内就職・定着に対する考察レポートを作成することとし、そのサポートを行う。

(3) プロジェクトチーム企画イベントの実施

①目的

企画会議などによりプロジェクトチームが企画したイベントを実施する。イベント参加者は、

女子大学生のうち1年生から3年生を主なターゲットに設定し、学生に宮城の魅力（企業含む）を知ってもらい、「宮城で働き、生活すること」を具体的にイメージすることで、県内就職への理解を深め、就業意識が醸成されることを目的とする。

②内容

イベントの内容については、学生と企業との座談会及び学生目線での企業紹介を軸とし、プロジェクトチームの企画案を踏まえて県と受託事業者が協議の上、実施内容の詳細を確定させる。学生目線での企業の魅力紹介については、（4）の取組と連動させて実施する。

なお、座談会においては、プロジェクトチームメンバーがファシリテーターとして学生と企業の対話をサポートすることを想定していることから、プロジェクトチームメンバーが不在となるテーブルが生じた場合は、受託業者においてファシリテーターを配置する。

③実施時期

実施時期については、令和9年2月上旬から中旬を目安に、より多くの参加者が見込まれる適切な時期とする。

④開催場所

会場は、県広報課事業において本業務での利用が採択された場合は「CROSS B PLUS」（仙台市青葉区大町1丁目1-30新仙台ビルディング1階）を利用することとする。不採択となった場合は、契約額の範囲内で、受託事業者においてターゲットのニーズに合った会場を選定することとし、県と協議の上、確定させる。

（4）仙台地域の働く女性のWEB紹介

令和6年度からの取組を引き続き実施するものとする。プロジェクトチームメンバーがスクラム企業へ訪問し、スクラム企業で働く女性へインタビューを実施して、学生目線での企業の魅力をプロジェクトチームのInstagramにて紹介する。

なお、プロジェクトチームのInstagramは新設するのではなく、既存のアカウントを使用することとする。

また、WEB紹介に係る企業訪問・インタビューは（3）の取組と連動して実施する。

（5）企業横断型ワーキンググループの設置及び「若い女性に選ばれる職場づくり」についての検討

①目的

働く女性の実体験やアイデアを反映し、若い女性に選ばれる職場づくりのポイントを明確化することで、県内企業における女性の雇用促進につなげるもの。

このため、参加企業の意見を引き出し、合意形成を効果的・効率的に進められる知識・経験のある担当者を配置することが望ましい。

②ワーキンググループ参加企業の選定・連絡調整

ワーキンググループ参加企業は県が選定するが、選定企業とは受託業者において連絡調整を適宜行うとともに、その業務の進捗等について仙台地方振興事務所に随時情報を共有すること。

③内容

ワーキンググループにおいては、若い女性が「働きたい、働きやすい」と思える職場環境や支援体制等について、県内企業が具体的に実践可能な即効性のあるものから、中長期的な改善を必

要とする事項等、これまでの取組内容や、プロジェクトチームメンバーとの意見交換、ワーキンググループ参加企業での事例等を踏まえ、多角的な視点で検討するものとする。

なお、ワーキンググループ方式での検討は令和9年度も想定しており、令和9年度に検討結果等を取りまとめたアイデア集を作成する計画としていることから、令和8年度の検討結果については、次年度事業に円滑に引き継ぐことができるよう、参加者の発言内容も含め詳細に記録しておくこと。

④開催方法

ワーキンググループは、原則として対面で実施するものとするが、対面参加が難しい場合は、Web会議による参加も可能とする。

なお、体調不良等によりやむを得ず欠席した企業に対しては、会議録の共有に加え、受託事業者が個別に進捗状況等について情報提供するなど、以降のワーキンググループへの参加がスムーズに行われるよう運営することとする。

また、女子大学生が「働きたい」と思う企業像等について意見を聴取するため、ワーキンググループ参加企業とプロジェクトチームメンバーとの意見交換を行うこととする。

⑤開催場所

開催場所は、仙台市内で行うものとし、宮城県仙台合同庁舎又は受託事業者が指定する場所のいずれかで行う。

6 その他

(1) 事業報告書について

事業終了後、令和9年3月16日までに、事業報告書を作成し、発注者に提出する。事業報告書には、業務の実施状況に関する事項として、下記の項目を記載すること。

- ①プロジェクトチームの運営状況、謝金等の支出状況、プロジェクトチームメンバー及びスクラム企業の事業参画（出席）状況
- ②企画会議、意見交換会等の概要（会議記録、記録画像、配布・投影資料等）
- ③イベントの実施概要及び参加者アンケートをまとめた報告書
- ④事業全体を通じて得られた考察・提言（県外流出の要因分析、有効な県内定着策、次年度以降の取組への提言等）
- ⑤その他事業実施報告として必要な事項

(2) 契約金額について

契約金額には、本業務に係るすべての経費を含むものとする。ただし、想定される活動に対し、実績が大きく増減する場合等には受注者と発注者の協議により、契約金額を変更する場合がある。

(3) 事業の再委託について

受注者は、発注者の承認がある場合に限り第三者に一部の業務を再委託することができる。

(4) 情報の取扱いについて

- ①受注者は本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失及び毀損の防止、その

他適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

- ②受注者は本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合には、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記1「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- ③Web 配信を行う際は、別記2「情報セキュリティ特記事項」を遵守の上、セキュリティ対策について留意すること。
- ④電子メールの誤送信防止対策として、以下の対策を徹底すること。なお、電子メール以外のインターネットを通じたメッセージの送受信サービス、FAXの場合も準じた対策を講ずること。
 - 1) 電子メールを送信する前に、送信先アドレス、アドレス区分（宛先、CC、BCC）、件名及び本文等に誤りがないか再確認すること。
 - 2) 添付ファイルについて、内容及び不必要なデータが含まれていないか再確認すること。
 - 3) 一斉送信をする場合は、必要がある場合を除き、他の送信先アドレスがわからないよう BCC を利用すること。
 - 4) 重要なメール（個人情報または機密情報を含むメール。以下同じ。）は原則として送信してはならない。業務上必要があつて送信する場合は、県と協議し、許可を得ること。
 - 5) 重要なメールを送信する場合は、必要に応じて、暗号化又はパスワード設定を行うこと。
 - 6) 一斉送信をする場合や重要なメールを送信する場合は、複数職員による確認を行うこと。
- ⑤プロジェクトチームメンバーが取扱う企業情報（取材内容、画像等）については、プロジェクトチームメンバーが当該事業以外の目的で使用するものがないよう、受注者の責任において注意喚起に努めることとする。

（5）著作権について

- ①この業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとし、発注者は、当該各種素材画像等を、自ら使用するために必要な範囲において随時利用できるものとする。また、本業務において制作した各種資料等について、発注者に対し受注者は著作権者人格権を行使しないものとする。
- ②受注者は、この業務において作成した各種素材画像等について、いかなる部分も第三者の著作権やその他の知的財産権に基づく権利を侵害していないことを発注者に保証し、第三者から成果品に関して知的財産権侵害を主張された場合の一切の責任は受注者が負うものとする。